

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十一年一月十一日から同月二十四日までの間縦覧に供します。

平成三十一年一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
株式会社農業生産法人SHOKI	桜井市	桜井市大字箸中八一七番一ほか五筆
中田 真之	桜井市	橿原市寺田町一一八番一
上田 康夫	五條市	五條市野原町三一七四番ほか一筆
株式会社空土	奈良市	大和郡山市柏木町三番ほか一筆

二 申請年月日

平成三十年十二月二十七日